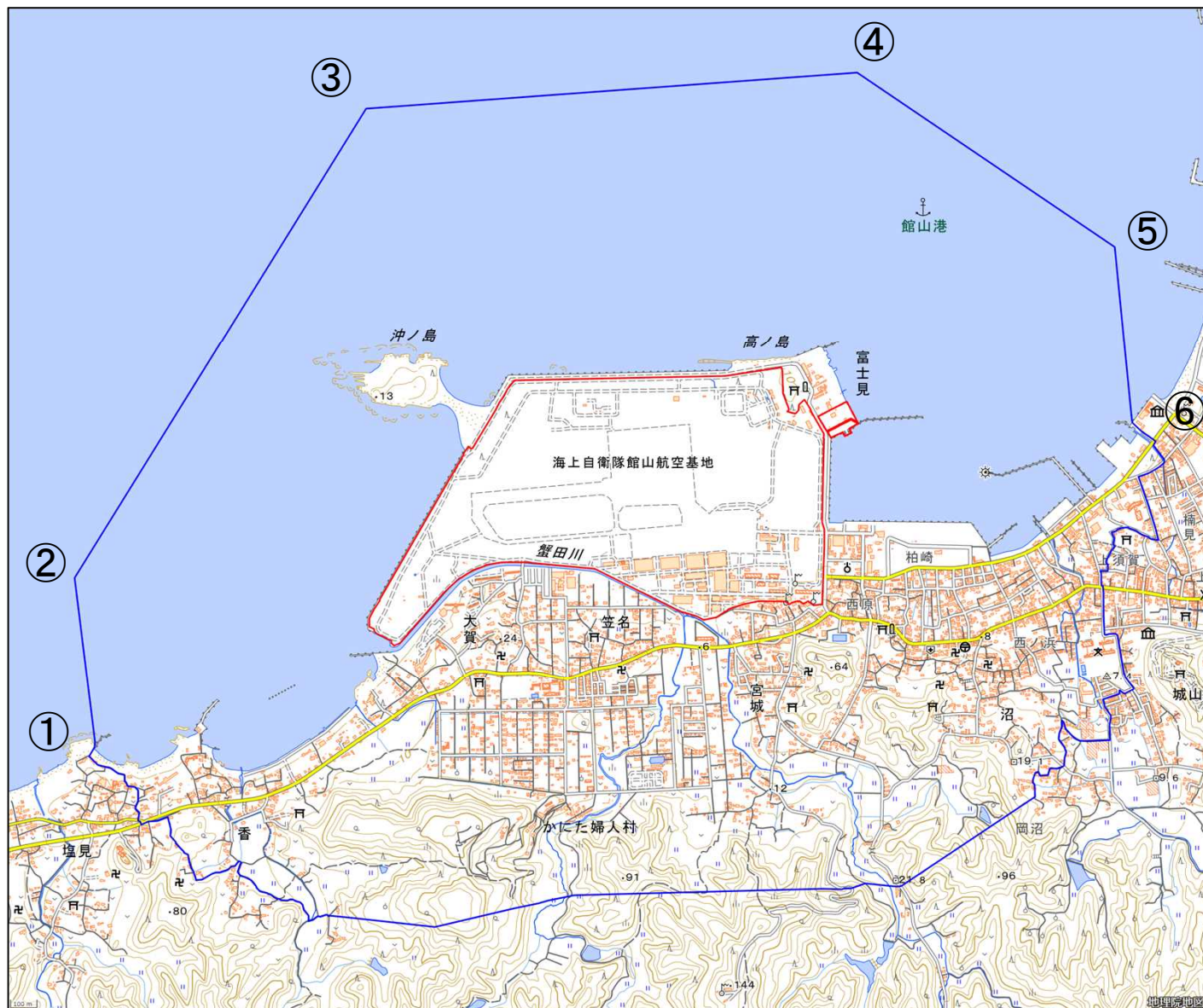


海上自衛隊館山航空基地

対象防衛関係施設 の所在地	千葉県館山市	宮城無番地
対象防衛関係施設 の区域	千葉県館山市	富士見及び宮城（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設 周辺地域	千葉県館山市	大賀（次の図面に示す部分に限る。）、笠名（次の図面に示す部分に限る。）、香（次の図面に示す部分に限る。）、塩見（次の図面に示す部分に限る。）、館山（次の図面に示す部分に限る。）、沼（次の図面に示す部分に限る。）、富士見及び宮城（次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一 北緯三十四度五十八分四十四秒、東経百三十九度四十八分四十五秒の点 二 北緯三十四度五十九分三秒、東経百三十九度四十八分四十二秒の点 三 北緯三十四度五十九分五十九秒、東経百三十九度四十九分二十四秒の点 四 北緯三十五度〇分三秒、東経百三十九度五十分三十四秒の点 五 北緯三十四度五十九分四十二秒、東経百三十九度五十一分十一秒の点 六 北緯三十四度五十九分二十二秒、東経百三十九度五十一分十四秒の点
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

海上自衛隊館山航空基地周辺地域 (千葉県館山市宮城無番地)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

